

## 第20回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年1月25日(木)

開催場所 市民農園くき 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時07分

第20回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第102号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第103号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第99号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第100号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第101号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第102号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君		3 番	池 田 庄 司 君
5 番	川 鍋 優 君		6 番	柴 崎 行 雄 君
7 番	高 橋 眞 一 君		8 番	大 澤 一 樹 君
9 番	渡 邊 敏 男 君		10 番	小 沼 健 司 君
11 番	高 橋 七 海 君		12 番	坂 卷 昭 一 郎 君
13 番	宮 城 与 四 郎 君		14 番	野 口 和 幸 君
15 番	籠 宮 信 寿 君		16 番	坂 卷 泰 子 君
17 番	早 野 公 夫 君		18 番	奈 良 晴 夫 君

欠席委員 1名

4 番 岡 田 武 君

推進委員

久喜 1 平 林 勝 博 君 栗橋 6 遠 藤 正 幸 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	松 崎 宣 幸	主 任	横 山 玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也） それでは、定刻となりましたので、第20回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、4番、岡田委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。8番、大澤委員、9番、渡邊委員、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催前までの経過についてご報告させていただきます。

総会議案の3ページを御覧ください。報告内容は1件でございます。1月23日、埼玉司法書士会の主催による、所有者不明土地・建物及び空き家対策に関する市町村向け説明会が、ウェブにおいて開催され、松崎主任が出席いたしました。説明会の内容につきましては、御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第100号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号233309、譲受人は小右衛門の在住の方、譲渡人は幸手市在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の田1筆、526平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を282アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号233310、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は鷲宮中央2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、521平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を9アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、6ページ、申請書番号234304、譲受人は八甫2丁目在住の方、譲渡人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、580平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を266アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号234305、譲受人、譲渡人ともに幸手市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑2筆、田1筆、合計1,217平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を99アール耕作しており、取得後につきましては水稲などの作付を予定しているということでございます。

以上4件について、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。3条の許可申請の内容につきまして、1月20日に現地調査を行いましたので、ご報告させていただきます。

最初に、申請書番号233309、総会資料1のほうを御覧いただきたいと思います。申請地は、国道4号線と斜めに走っておりますJRの東北新幹線が交差する小右衛門集落地内でございます。周囲は、東側に用水路、南側が田んぼ、西側にJRの東北新幹線の高架橋、北側は田になってございます。取得する土地につきましては、水田として耕作がされている状況でございました。取得後も水田として利用することから、良好に管理されるものと思われま

す。続きまして、申請書番号233310でございます。総会資料2のほうを御覧いただきたいと思います。申請地につきましては、佐間堤外の集落に位置するものでございまして、国道125号線、佐間西交差点を過ぎ、左手の東日本物流センターの北西に位置をしております。周囲につきましては、東側は畑、南側は市道、西側、北側は畑となっております。休耕農地の状態でございました。取得後の利用としまして、露地野菜の作付を予定されているというふうなことでございまして、作付に必要な農用トラクター、また耕運機など農機具等も所有されておりますことから、良好な管理が行われるものと思われま

す。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。1月20日に現地の調査に行っておりましたので、ご報告申し上げます。申請書番号234304、資料3でございます。この場所は、この土地の北側に県道加須・幸手線、右側に行きますと権現堂、国道4号線、左側に行きますと、県道さいたま・栗橋線に突き当たりまして、この陸橋下のところでございます。申請地は、鷲宮総合支所から東へ約1キロメートルほどの集落内、農地につきましては、畑で耕作後の休耕地ということで、きれいに草刈りされてございました。譲り受けの方につきましては、農業を熱心にやっております。農機具の所有状況からも申請地を今後とも適正に耕作すると思われま

す。続きまして、234305、資料は4番でございます。申請地は久喜市立桜田小学校、これは久喜のライスセンターにも近いのですが、桜田小学校から南へ約2キロメートルほどの集落内にございまして、農地の状況は畑で休耕中、

きれいに耕うん済みでございました。こちらも熱心に耕作をされている方ございまして、こういった耕作状況、あるいは農機具も一式そろっておりまして、こういうことから申請地を取得後も適正に耕作すると思われまます。

以上2件につきましては、申請書類あるいは現地の状況等から許可相当と判断するところでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの籠宮委員、坂巻委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第101号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の8ページ、申請書番号231537、譲受人は神奈川県横浜市在住の方、譲渡人は羽生市在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、277平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233519、譲受人は小右衛門在住の方ほか1名、譲渡人は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、330平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の妻の実家にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書9ページ、申請書番号233523番から233525番までは譲受人が同一のため、一括してご説明させていただきます。譲受人は、東京都品川区に本店を置き、太陽光発電事業等を行っている法人となります。233523は、譲渡人は佐間在住の方、土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、588平米、233524番は、譲渡人は佐間在住の方、土地の表示につきましては佐間地内の畑1筆、1,269平米、233525番は譲渡人は佐間在住の方ほか1名、土地の表示につきましては、佐間地内の畑2筆、合計1,272平米でございます。申請の内容は、いずれも所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、いずれも一団の農地の規模

が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の10ページ、申請書番号234549、譲受人は西大輪に本店を置き、建築工事業等を行っている法人、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田2筆、合計456平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転により資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、市内の不動産業と併せて土木建築業を営んでおり、依頼があった場合は、その都度資材専門商社から資材を購入し、現場へ運んでいたところ、年々土木建築業の依頼件数も増え、資材置場の必要性を感じ、今回近隣で土地を探していたところ、現在の事業所からほど近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上6件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。5条の説明をさせていただきます。1月20日に野口委員と現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号231537番でございます。資料4の申請地は、久喜工業高校から東へ約500メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側は市道、西側が畑、東側、畑、南側、住宅となっております。被害防除につきましては、周囲はブロックを設置し、排水につきましては公共下水道、雨水は側溝に接続するため被害を及ぼすことはないと思われま。

以上です。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。5条申請の許可につきまして、1月20日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

まず最初に、申請書番号233519でございます。総会資料6を御覧いただきたいと思っております。小右衛門地内の土地に対しまして、自己用住宅を建築する計画でございます。申請地は、南栗橋の市街化区域と調整区域のちょうど境界のところ、差しかかる位置でございます。東武の車両基地から小右衛門のほうまで、JRの東北新幹線のところのちょうど狭間のところ、こちらにつきましては北側が畑、東側、西側に住宅土地になります。南側、市道に接してございまして、住宅建築に際しての雨水浸透、また公共下水道への接続、隣接農地である北側のところに対しましては、既存のコンクリートブロックがございまして、現況はきれいな更地の状態でございます。これによりまして土砂等の流出など影響はないものと思われま。

次に、申請書番号233523から233525番でございます。譲受人等、理由につきましては同様でございますので、一括で報告させていただきます。申請書場所のところでございます。申請書番号233523、資料の7を御覧いただきたいと思っております。佐間地内でございます東日本物流センターと栗橋PDセンターのところの加須市との境界に位置するところでございます。ここにつきましては、東側、市道、南、西、北ともに畑になってございます。現況は、畑でございます。

次に、233524番、資料8。資料7で申請のあったところ、今度は大堀排水路から加須市寄りのところ、ござい

す。こちらにつきましては、十王堀排水路、西側に休耕地、北側は市道、東側農地ということで、現況は耕作されていない畑でございました。

次に、申請書番号233525番、資料の9でございます。同じ地域のところ、先ほどの資料7であったところの南側のほうに面してございます。東側に市道、南側に宅地、西側、北側は畑に面し、現況はいずれも畑でございました。この太陽光発電につきましては、いずれもマウントアップを施し、周囲をフェンスで囲み、雨水は敷地内浸透の計画ということでございまして、被害防除対策も講じた計画となっておりますことから、影響はないものと考えたところでございます。

以上です。

- 12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。1月20日に現地調査をいたしましたので、ご報告申し上げます。申請書番号234549、資料は10番でございます。こちらは、この前がちょうど葛西用水に隣接をしております。それと、JRの東鷲宮駅、これが北側のほうですので、この位置から南へ1.5キロメートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が畑、宅地、東側が市道、南側も市道、西側も市道ということになっております。被害防除につきましては、ブロック積みで3段、あるいは集水ますの設置、これらの計画となっておりますので、特段周囲に被害を及ぼすことはないと思われまます。この案件につきましては、申請書類あるいは現地の状況から許可相当と判断するところでございます。

以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第102号

- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第102号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、菖蒲100番、栗橋18番から25番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第102号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の12ページ、13ページになります。今月17件の申出を受けておまして、うち新規案件13件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。初めに、12ページ、申請書番号、久喜の82番、利用権を設定する農地が下清久地内の田1筆、1,032平米でございまして、借手が下清久在住の方、貸手は上町在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稲作付5年間、賃借料は反当たり5,000円を予定しているもので

ございます。

続きまして、申請書番号、久喜の83番、利用権を設定する農地が上清久地内の田3筆、合計1,473平米でございます。借手、貸手ともに上清久在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の84番、利用権を設定する農地が北中曽根地内の畑4筆、合計2,803平米でございます。借手が加須市在住の方、貸手が北中曽根在住の方となっております。設定する利用権が貸貸借権の設定、普通畑、11か月間、賃借料は3,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の97番、利用権を設定する農地が菖蒲町菖蒲地内の田1筆、813平米でございます。借手は桶川市に住所を置く法人、貸手が菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号、菖蒲の100番、栗橋の18番から25番までは借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が菖蒲町小林ほか市内の田22筆、合計3万3,659平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手が鴻巣市ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が貸貸借権の設定、水稻作付10年間、賃借料は反当たり6,000円ほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて44筆、4万5,144平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

初めに、久喜82番及び久喜83番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いします。

○久喜1（平林勝博君） 平林です。久喜の82なのですが、今回利用権を設定する農地の借手の方は、ここに書いてありますように、下清久の方ということで、現在水稻をメインということで幅広くやっております、良好に管理されているということでございます。地域との関係もよく、地域の中心となるということで営農活動をされております。

続きまして、久喜の83は、ここも上清久にお住まいの方ですが、かなり手広くやっております、水稻を主にやっております。地域で中心となる担い手ということで家族総出でやっておりますので、営農活動されていて、問題ないというふうに思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜84番の借手につきましては、杉田委員よりお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。84番についてご説明させていただきます。84番の方については、加須市水深に住む方です。30年間コンピューター関係の仕事をされていましたが、家族に勧められ農業の道に進むことにしたということでございます。令和4年度に埼玉県農業大学校短期農業科で慣行栽培の基礎を学び、令和5年、昨年に久喜市の明日の農業担い手育成塾で研修中でございます。久喜市で農業を行う理由といたしましては、特別栽培農産物の知見を持った指導農家が久喜市にいたためということでございます。明日の農業担い手塾としては、約20アールの畑を久喜市に用意していただき、トウモロコシ、ナス、オクラなどを中心に行ってきたということでございます。今年につきましては、久喜市北中曽根地区の畑をお借りいたしまして、約28アールを借りて、トウモロコシ、落花生、アスパラを中心に栽培するというところでございます。なお、販売先については、JAほくさいの騎西直売所、モラージュ

ユ菖蒲店内のわくわく広場に出荷する予定であるということでございます。

なお、今後、販路拡大をしていくという予定でもあるということでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲97番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲の97番、借手の方については桶川市に事務所を置く法人のため、桶川市農業委員会に経営状況等の確認をしたところ、現在従業員5名で、水稻及び野菜を合計で1,204アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動されているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第102号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第103号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第103号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第103号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の15ページ、16ページでございます。

初めに、栗橋の4番、設定を受ける農地が栗橋ほか地内の田20筆、合計3万2,186平米でございます。借手の方は、桜田4丁目在住の方で、現在水稻及び野菜を合計で1,202アールを耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定で水稻作付10年間となっております。

続きまして、菖蒲の16番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田2筆、合計1,473平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稻及び野菜を合計で570アール耕作しております。設定する権利が貸借権の設定で水稻作付10年間、賃借料が反当たり6,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第103号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し、異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の18ページ、こちら農地法第4条の届出でございます。今月2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、20ページから23ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は10件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、25ページから28ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は3件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、30ページから32ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は10件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時07分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年1月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 大 澤 一 樹

署 名 委 員 渡 邊 敏 男